

この申告書は、

- ・申請書(様式1-1)の申立事項⑥の2及び3に該当する方のうち、必要書類一覧表の④の書類がない場合
- ・申請書(様式1-1)の申立事項⑥の4に該当する方

のみ提出が必要となるものです。

なお、社会福祉協議会に関係書類の再交付等を求める必要はありません。この書類と通帳の写しをご提出ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再貸付不承認・過去借入状況申告書

申告事項

1 私は、

- 総合支援資金の再貸付を借り終わった
- 総合支援資金の再貸付が借り入れ最終月である
- 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった
- 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかったことを申告いたします。

2 緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況

緊急小口資金 : 借入時期 (年 月) 、借入金額 (円)
総合支援資金(初回) : 借入時期 (年 月～ 月) 、借入金額 (円)
総合支援資金(延長) : 借入時期 (年 月～ 月) 、借入金額 (円)
総合支援資金(再貸付) : 借入時期 (年 月～ 月) 、借入金額 (円)

3 添付書類を提出できない理由は下記のとおりです。

令和 年 月 日

清瀬市長 殿

申請者住所 清瀬市
申請者氏名

(注意事項)

- 1 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行うことがあります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、都道府県等から資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは雇用主その他関係者に対し照会することがあります。